

学校生活の心得（生徒指導の要点）

京都府立東舞鶴高等学校浮島分校

1 生活態度

- (1) 暴力行為・いじめ行為は徹底的に排除する。
- (2) 授業は定められた場所で、私語を慎み、主体的な姿勢で取り組むこと。
- (3) 授業中は通信機器（携帯電話等）を無断で使用しないこと。
- (4) 公共物や他人のものを大切に扱うことはいうまでもなく、自分の持ち物も大切にすること。
- (5) 20歳以上でも学校敷地内は禁煙である。校外でも20歳未満の生徒は喫煙してはいけない。
- (6) 貴重品は紛失しないように身から離さずに管理すること。
- (7) 規則違反者は厳しく指導する。

2 服装

- (1) 特に規定はないが、学業に取り組む自覚のもと、端正・質素を心がける。
- (2) 校内では上履きを使用する。また、体育館は専用靴を使用する。

3 交通関係

- (1) 通学（または通学の一部）に自転車を使用する者は、自転車保険に加入し、ヘルメットの着用を心がけること。
 - * 「京都府自動車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、平成30年4月1日から自転車利用者の自転車保険の加入が義務化されました。
 - * 道路交通法が改正され、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。
- (2) 原動機付自転車（以下「原付」）・自動車の免許取得及び運転を認めているが、常に自他の生命尊重を第一に考えて、交通ルールを守り安全運転に徹すること。
- (3) 通学に原付・自動車を使用したい者は「原動機付自転車・自動車通学許可申請書」とその他必要書類の写しを必ず提出し、以下の事項を守ることを条件に通学を許可する。
 - ア 未成年は保護者等の同意を必要とし、事業所の車両を使用する者は事業所の承認を必要とする。
 - イ 自動車損害賠償責任保険とは別に必ず任意保険に加入すること。
 - ウ 原付の場合は50cc未満とし、必ずヘルメットを着用すること。
 - エ 原付・自動車の貸し借りは絶対にしないこと。
 - オ 校内では最徐行し、空吹かしやオーディオ等の騒音を発しないこと。
 - カ 車両は校内の駐車場・駐輪場に駐めること。
 - キ 改造車両は使用しないこと。
 - ク 車両を乗り換えたとき、自賠責保険・任意保険の有効期間を満了したときは通学許可の更新を行うこと。